

答 申 第 5 0 号
(諮 問 第 5 3 号)

平成 2 9 年 2 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 4 月 4 日付け鎌深地第 5 2 5 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人が平成28年1月29日に公開請求を行った「村岡新駅設置に伴う、当市の費用負担等について、庁内で検討した書面一式」に対して実施機関が平成28年2月19日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成28年1月29日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「村岡新駅設置に伴う、当市の費用負担等について、庁内で検討した書面一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成28年2月19日付け鎌倉市指令深地第35号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成28年3月1日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年3月1日付けで提出された異議申立書、平成28年5月23日に提出された意見書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

村岡新駅設置に伴う、当市の費用負担等について庁内で検討した書面一式を公開請求したが、検討がされたのであれば議事録、稟議書等があるはずのところ、全ての文書が公開されていない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年5月10日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年12月12日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 費用負担を検討する上での法人県民税、法人市民税の算定に係る法人に関する情報は、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。
- (2) 村岡新駅設置に伴う鎌倉市の費用負担（案）については、現在、神奈川県、藤沢市、鎌倉市等で審議中の事項で未成熟な情報であり、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあるため条例第6条第3号に該当する。
- (3) 本件処分で公開した文書は、平成27年6月25日に開催された「第2回（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会」において、各自治体の村岡新駅設置に伴う費用負担割合の考え方について協議することに向けて、庁内で検討した結果を取りまとめて作成したものである。その後、同検討会にも一部を資料として提出しているが、庁内の検討に用いるために作成した文書は本件対象文書以外には存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、村岡新駅の設置に伴い、鎌倉市の費用負担等について庁内で検討した書面である。

本件対象文書について条例第6条第2号及び同3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、検討する。

(2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が、本件対象文書をインカメラで見分したところ、費用負担の考え方を検討するにあたって、法人県民税、法人市民税の算定のために法人の資産状況が記載されていることが確認できた。記載された法人の資産状況は一般に公開されている内容ではなく、かつ、実施機関が独自に試算した内容が含まれており、仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるおそれがあるほか、試算の結果があたかも法人の情報であるかのように流通するなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書が条例第6条第3号に該当する理由として、当該情報は検討段階の情報であり、現在、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市で審議、検討又は協議を進めている未成熟な情報であり、当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあると主張する。

ウ 当審査会が、本件対象文書をインカメラで見分したところ、実施機関が主張するとおり、神奈川県、藤沢市と鎌倉市の費用負担を検討する内容が認められた。

エ 新駅設置の費用負担に関する内容については、現時点において審議が続いている未成熟な内容であり、一般に新駅設置に係る費用負担の検討においては受益者負担に係る内容が含まれることもあるなど、内容は行政内部に留まらず、第三者への影響も

考えられることから、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるとの実施機関の主張には理由がある。よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に示す部分については、公開したとしても条例第6条第3号に定めるおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

(4) 本件請求対象文書以外の行政文書について

異議申立人は、本件請求において、実施機関が公開した文書のほか、議事録や稟議書が存在するはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、本件対象文書は庁内での新駅設置に係る費用負担の考え方について検討した結果を取りまとめたものであり、後に検討会資料として公開文書の一部を検討会で使用したという経緯はあるものの、作成時は内部資料として作成していたことから、本件対象文書以外には庁内での検討に係る文書を作成しておらず、本件対象文書以外の請求対象文書は存在しないと主張する。

上記の本件対象文書以外の行政文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められない。

よって、本件対象文書以外の行政文書が存在するとはいえない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

該当資料名称	
該当項目	該当内容
費用負担の考え方について	
2 ページ 3) 費用負担の検討 イ) 費用割合 (案)	表に含まれる自治体名

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 1 / 2 9	行政文書公開請求書が提出される
2 / 1 9	行政文書一部公開決定通知書送付
3 / 1	異議申立書が提出される (担当課：深沢地域整備課)
4 / 4	審査会に対し諮問
4 / 1 1	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
5 / 1 0	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
5 / 1 7	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5 / 2 3	異議申立人から意見書を受理
5 / 2 4	実施機関に意見書(写)送付
1 2 / 1 2	第83回審査会で審議(実施機関からの口頭による決定理由説明)
2 9 / 2 / 1 3	第84回審査会で審議
2 / 1 3	答申(答申第50号)